社会福祉法人慈光会役員等報酬規程

(目的)

第１条　この規程は、社会福祉法人慈光会の役員（理事・監事）と、評議員の報酬等について定めるものである。

(理事長の職務)

第２条　社会福祉法を遵守し、利用者の方々、ご家族をはじめ地域社会全体、法人職員の幸せを願い、社会福祉に貢献する。

（１）理事長は、名誉職ではない

（２）理事長は、常勤役員とし、法人全体の経営者業務と執行業務を行う

（３）理事長は、地域社会に関連する行事、会議等に積極的に参加し、法人の名誉を高め、法人の運営並びに社会福祉と利用者の幸福に、知恵と努力で貢献する義務と責任を負う

（４）理事長は、法人経営執行の要であり、施設長等への支持･管理を行わなければならない

（５）理事長は、現場職員の総合管理者である施設長と綿密に連携協議し、円滑かつ発展的に法人全体の運営をする義務と責任を負う

（６）理事長は、コンプライアンスを遵守し、不正、背任等の法律的義務や役員の代表としての賠償責任を負う場合がある

(報酬等の支給)

第３条　役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

（１）理事長は、社会福祉法人慈光会の職員最上級職位として、当法人職員を兼務し、職員給与と賞与を支給する

（２）非常勤役員（理事、監事、評議員）に対する報酬額は別表に定める

(出張旅費)

第４条　役員が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び旅費等を支払うことができる。

（１）旅費は、社会福祉法人慈光会旅費規定を適用する

（２）業務遂行に必要な経費(実費)を支払うことができる

（３）旅費は、実情を考慮し増額することができる

（４）旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に清算することができる

(改正)
第５条　この規定に定めるもののほか、必要な細則については理事長が定める。

付則　　この規程は、平成２９年１２月１日より施行する
　　２　この規定は、令和　２年　７月１日一部改正

【別表】

役員等報酬（日額）

名　称	報　酬
理事･評議員報酬額	５，０００円

※理事会、評議員会への出席他、法人及び施設業務のための出勤

名　称	報　酬
監事監査指導報酬等	５，０００円

※理事会・評議員会等への出席他、法人及び施設業務のための出勤
　監事監査のための出勤

旅費	宿泊費(１夜当り)	日当(日当り)	その他
実費	１３，０００円	２、８００円	実費